

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第19回]

令和3年12月21日(火) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長
- ・JR東海

3. 会議事項

(1) 発生土運搬に伴う安全対策について [P4]

(2) JR東海からの説明 [別冊]

- ・伊那山地トンネル(坂島工区)の肌落ち災害について
- ・大鹿村内リニア工事進捗状況について
- ・発生土運搬車両の運行状況について
- ・環境測定について

(3) 福与河原圃場整備について [P5]

4. その他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属役職等	備考
(1)	小沼 哲夫	古町区会	
(1)	宮嶋 英雄	上新井区会	
(1)	西元 重人	名子区会	
(1)	原田 貞男	大島区会	
(1)	矢澤 登	上片桐区会	
(1)	北林 昇	福与区会	
(1)	唐澤 功	部奈区会	副委員長
(1)	下澤 洋貞	生東区会	
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	川瀬八十治	松川町議会 推薦	
(2)	黒澤 哲郎	松川町議会 推薦	委員長
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	松川町環境審議会委員
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
(4)	熊岡 正志	JA みなみ信州松川支所 経営委員長	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	矢澤 良一	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	北林 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	関 真由美	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
(5)	松下 正博	公募委員	
(5)	田中真喜子	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○JR東海

中央新幹線長野工事事務所

所 長 平永 稔

担当課長 太田垣宏司

主 席 工藤 優翔

大鹿分室長 水上 英也

○長野県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

調整課長 折井 克壽

課長補佐 田中 和義

○松川町

町 長

宮下 智博

副町長

岡田 憲輔

・事務局

リニア対策課長

小沢 雅和

課長補佐

片桐比呂巳

主任

村松 蓮

・オブザーバー

課長・局長

(1) 発生土運搬に伴う安全対策について

○安全施設整備（施工完了）

町施行：鶴部線（側溝整備・歩行者用コンクリート舗装・カラー舗装・
カーブミラー更新・注意喚起看板）

古町境の沢線（横断歩道復旧・カラー舗装・車止ポスト）

護岸線（停止線などの白線復旧）

神護原線と松川インター大鹿線交差点のカーブミラー移設

的場橋から国道153号へ出る場所のカーブミラー更新

（既存φ800×1枚 → φ1000×2枚へ）

J R 東海施行：松川インター大鹿線（車止ポスト【七椏神社前交差点・東浦交差点】）

（カラー舗装、外側線明示【神護原線交差点】）

（注意喚起標識）

○道路改良工事

町道整備については、J R 東海協力のもと松川町事業として実施する。現在は、設計及び関係機関との協議中であり、準備ができ次第、速やかに工事を実施していく。

①洞新線 道路改良工事

新設部 200m・拡幅部 800m・幅員 7m

②護岸線 局部改良工事

改良箇所は調整中

○モニタリング調査について

①目的

リニア発生土運搬が始まり、町内を通行する大型ダンプの増加が見込まれる。通行車両の増加による道路状況等をモニタリングし、情報共有することで、町民生活の安心安全に資することを目的とする。

②調査個所

・上新井信号交差点 ・東浦信号交差点 ・的場橋 ・鶴部信号交差点 ・平石橋

③実施方法

・松川町役場職員により、年4回実施

・車両（リニア発生土運搬車両に限らず）の運転マナーや道路状況をモニタリング

福与河原圃場整備について

1. 概要

- 中央アルプスと福与河原の水田との調和のとれた景観を残すため、遊休農地を作らないことを目的に、また大型農業機械が利用できる農地を確保するため、松川町と福与地域との共同事業により、圃場整備事業を実施する。
- 水害のない農地を目指すため、福与河原の農地を嵩上し、防災力を高める。農地への盛土材については、リニア発生土を利用する。

2. 目的

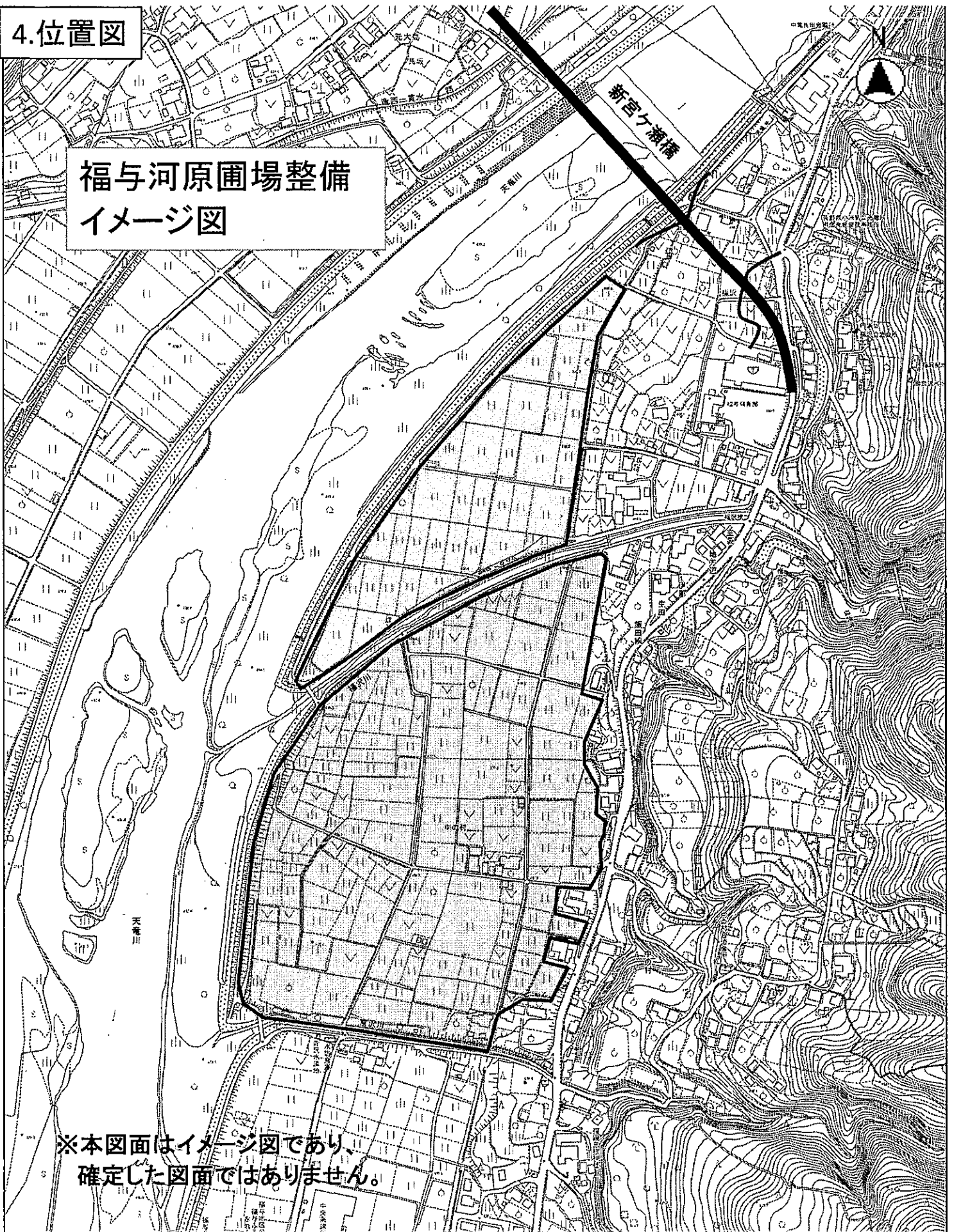
- 目的.1 次世代が営農可能な農地の保全を目指して、農地の集約化と大型化の実施
- 目的.2 大型農業機械の安全な搬入・搬出が可能な農道の整備
- 目的.3 水害の無い優良農地の確保

3. 経過

- R3. 3.28 第1回福与河原土地改良事業説明会
- R3. 5.21 第1回福与河原検討委員会
- R3. 6. 2 第2回福与河原検討委員会
- R3. 6. 9 第2回福与河原土地改良事業説明会
- R3. 6.10 福与河原検討委員会による「意向調査」を実施
- R3. 7. 5 第3回福与河原検討委員会
- R3. 8.12 第4回福与河原検討委員会
- R3. 9. 7 第5回福与河原検討委員会
- R3. 9.30 第3回福与河原土地改良事業説明会
- R3.10.11 第6回福与河原検討委員会
- R3.11.16 福与区より福与河原圃場整備要望書が提出される
同日 飯田建設事務所へ福与河原へのリニア発生土利用情報を報告
- R3.12.17 議会全員協議会において協議（公開会議）
- R3.12.21 リニア対策委員会において報告予定（公開会議）

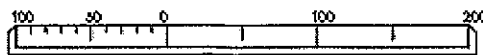
4.位置図

福与河原圃場整備
イメージ図



※本図面はイメージ図であり、
確定した図面ではありません。

縮尺 1 : 5000



松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はリニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

Blank page with horizontal dashed lines for writing.